

第7回技術士制度・試験講習会 (2) 技術士制度・試験の紹介

平成29年2月18日

技術士(原子力・放射線部門) 博士(工学)
井上賢紀

技術士法：定義

第2条 この法律において「技術士」とは、第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいう。

2 略

技術士法：義務及び責務 その1

（信用失墜行為の禁止）

第44条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（技術士等の秘密保持義務）

第45条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。

技術士法：義務及び責務 その2

（技術士等の**公益確保の責務**）

第45条の2 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、**公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。**

（技術士の**名称表示の場合の義務**）

第46条 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その**登録を受けた技術部門を明示**してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。

（技術士の**資質向上の責務**）

第47条の2 技術士は、**常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。**

技術士法：登録

(登録)

第32条 技術士となる資格を有する者が技術士となるには、技術士登録簿に、氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、合格した第二次試験の技術部門（前条第一項の規定により技術士となる資格を有する者にあつては、同項の規定による認定において文部科学大臣が指定した技術部門）の名称その他文部科学省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 略 3 略

(技術士登録証及び技術士補登録証)

第34条 文部科学大臣は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証（以下「登録証」と総称する。）を交付する。

2 略

公益社団法人日本技術士会

1. 指定試験機関（技術士法第11条）

技術士試験の実施に関する事務

2. 指定登録機関（技術士法第40条）

技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務

3. その他

技術士及び技術者の倫理の啓発、技術士の資質向上、技術士制度の普及・啓発、技術系人材の育成、業務開発及び活用促進、社会貢献活動の推進、国際交流及び国際協力活動並びに国際資格、情報発信・連携の強化（広報活動）

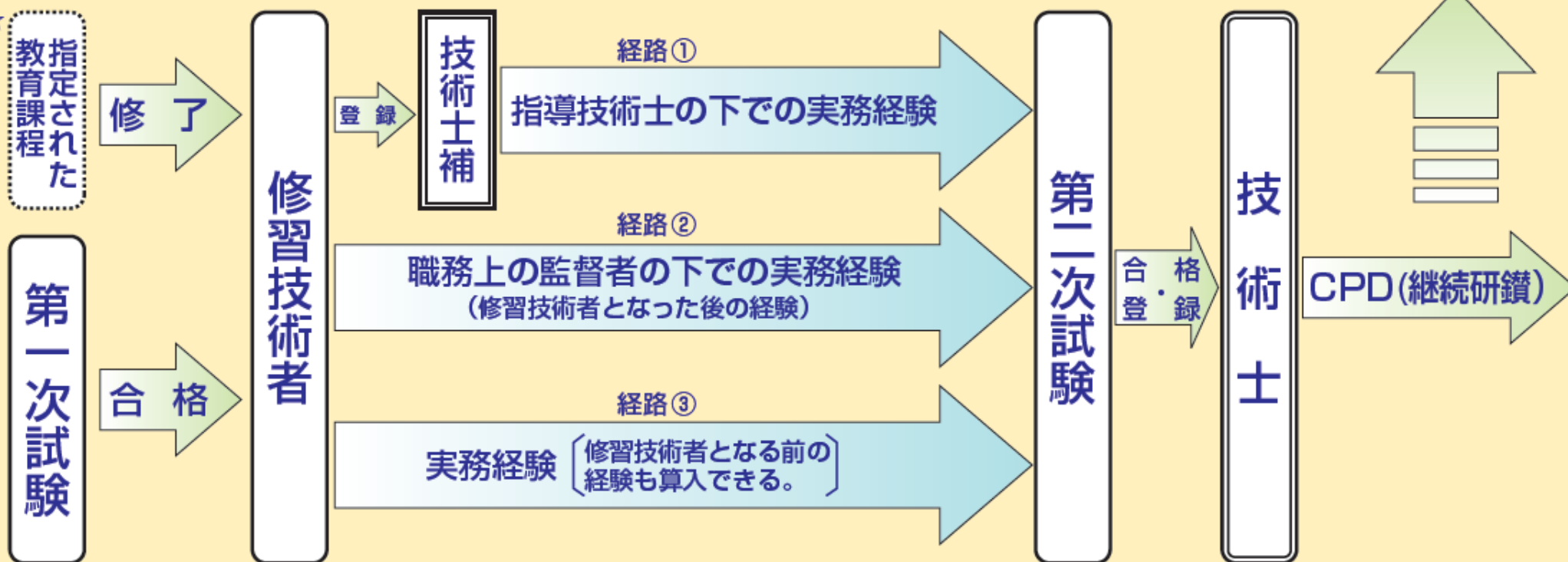
技術部門

| | | |
|----------|---------|------------|
| 01 機械 | 08 資源工学 | 15 経営工学 |
| 02 船舶・海洋 | 09 建設 | 16 情報工学 |
| 03 航空・宇宙 | 10 上下水道 | 17 応用理学 |
| 04 電気電子 | 11 衛生工学 | 18 生物工学 |
| 05 化学 | 12 農業 | 19 環境 |
| 06 繊維 | 13 森林 | 20 原子力・放射線 |
| 07 金属 | 14 水産 | 21 総合技術監理 |

技術士になるには . . .

技術士試験の仕組み

国際的な技術者資格



第2次試験の受験部門は、第1次試験の合格部門でなくてもよい。

第 1 次試験

1. 受験申込書等配布期間：平成29年 6月 9日(金)～ 7月 3日(月)
2. 受験申込受付期間：平成29年 6月22日(木)～ 7月 3日(月)
3. 試験の日時：平成29年10月 8日(日)
4. 合格発表：平成29年12月 (官報+郵便)

合格基準：50%以上

| | 問題の種類 | 解答時間 | 配点 |
|----------|--------------------------|------|---------|
| I 基礎科目 | 科学技術全般にわたる基礎知識を問う問題 | 1 時間 | 1 5 点満点 |
| II 適性科目 | 技術士法第四章の規定の遵守に関する適性を問う問題 | 1 時間 | 1 5 点満点 |
| III 専門科目 | 当該技術部門に係る基礎知識及び専門知識を問う問題 | 2 時間 | 5 0 点満点 |

第2次試験：その1

1. 受験申込書等配布期間：平成29年 4月 3日(月)～ 4月28日(金)
2. 受験申込受付期間：平成29年 4月 7日(金)～ 4月28日(金)
3. 試験日
 - (1) 筆記試験：平成29年 7月17日(月・祝)＝総合技術監理部門を除く
平成29年 7月16～17日＝総合技術監理部門
 - (2) 口頭試験：平成29年11月から平成30年 1月までの指定日
4. 合格発表
 - (1) 筆記試験：平成29年10月 (個人通知のみ)
 - (2) 口頭試験：平成30年 3月 (官報＋郵便)

筆記試験は、必須科目が合否決定基準に満たないと、
選択科目は採点してもらえない。
筆記試験に合格しないと、口頭試験は受験できない。
口頭試験で不合格になると、筆記試験からやり直し。

第2次試験：その2

(原子力・放射線部門の選択科目)

| | |
|----------------------------|--|
| 20-1 原子炉システムの 設計及び建設 | 原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの設計、製造、建設及び品質保証、安全性の確保、核融合炉その他の原子炉システムの設計及び建設に関する事項 |
| 20-2 原子炉システムの 運転及び保守 | 原子炉の理論、原子炉及び原子力発電プラントの運転管理及び保守検査、安全性の確保、原子力防災、廃止措置その他の原子炉システムの運転及び保守に関する事項 |
| 20-3 核燃料サイクルの 技術 | 核燃料の濃縮及び加工、使用済燃料の再処理、輸送及び貯蔵、放射性廃棄物の処理及び処分、安全性の確保、保障措置その他の核燃料サイクルの技術に関する事項 |
| 20-4 放射線利用 | 放射線の物理、化学及び生物影響、工業利用、農業利用、医療利用、加速器その他の放射線利用に関する事項 |
| 20-5 放射線防護 | 放射線の物理、化学及び生物影響、計測、遮へい、線量評価、放射性物質の取扱い、放射線の健康障害防止その他の放射線防護に関する事項 |

平成30年度から3科目に再編される見込み

第2次試験：その3

(総合技術監理部門を除く)

| 筆記試験 | 問題の種類 | 解答時間 | 配点 |
|-------------|----------------------|--------|---------------|
| I 必須科目 ※ | 「技術部門」全般にわたる専門知識 | 1. 5時間 | 30点満点 |
| II 選択科目 | 「選択科目」に関する専門知識及び応用能力 | 2時間 | 80点満点 (40) |
| III 選択科目 | 「選択科目」に関する課題解決能力 | 2時間 | (40) |

| 口頭試験 | 問題の種類 | 時間 | 配点 |
|------------------------------|--------------------|-----|-------|
| I 受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容及び応用能力 | 1. 経歴及び応用能力 | 20分 | 60点満点 |
| II 技術士としての適格性及び一般的知識 | 2. 技術者倫理 | | 20点満点 |
| | 3. 技術士制度の認識 その他 | | 20点満点 |

※：平成30年度からは現在の択一式から記述式へ変更される見込み

平成29年度技術士第二次試験実施大綱

http://www.engineer.or.jp/c_topics/004/attached/attach_4785_1.pdf

合格基準：60%以上

おわりに一言

1. **あきらめない**
思い立ったが吉日（私も5月に失速・・・）
2. **敵は自分**
モチベーションの維持
3. ゴールを見据え、少しの努力で達成できる目標を**毎日**積み重ね
4. 日本技術士会ホームページの活用
（過去問、試験要領、統計情報等）
5. **試験制度の変更**（平成30年度以降）